

後期高齢者医療保険料改定の検討状況について

1. 保険料率「算定案」について

東京都後期高齢者医療広域連合は、令和8・9年度の保険料率試算に関する厚生労働省からの通知に基づき、保険料軽減対策を盛り込んだ保険料率の算定案を作成した。

今後は、この案に基づき診療報酬の改定等を反映し、最終案を決定していく。

<保険料軽減対策>

令和6・7年度と同様、以下の対策を講じる。

- ・本来は保険料として賦課すべき3項目に一般財源を投入する特別対策の実施
(広域内区市町村全体での負担額は、2年間で約225億円)
- ・所得割独自軽減(50%、25%)の実施
(広域内区市町村全体での負担額は、2年間で約5億円)
- ・広域連合、東京都が管理する基金の一部取り崩し
(2年間で約423億円)

		令和6・7年度	令和8・9年度 算定案		令和6・7年度 との比較	《参考》 令和8・9年度 政令どおり
保 険 料 率	均等割額	47,300円	医療分	51,100円	+3,800円	55,800円
	所得割率		子ども・子育て支援金分	1,300円	+1,300円	1,300円
賦課限度額	9.67%	医療分	9.60%	△0.07 ポイント	10.82%	
		子ども・子育て支援金分	0.25%	+0.25 ポイント	0.26%	
一人当たり 平均保険料額	800,000円	医療分	800,000円	0円	800,000円	
		子ども・子育て支援金分	20,000円	+20,000円	20,000円	
一人当たり 平均保険料額		111,356円	123,827円		+12,471円	135,153円

※過去の保険料率等との比較（詳細）は、別紙参照

2. 今後の予定

令和8年1月 第1回広域連合議会定例会 条例案を提出（保険料率決定）

令和8年第1回台東区議会定例会 広域連合規約変更の議案を提出予定

保健福祉委員会へ広域連合議決結果を報告

令和8・9年度保険料率(算定案)と過去の保険料率等比較表

保険期間	令和2・3年度	令和4・5年度	令和6・7年度	令和8・9年度			
				算定案	参考		
特別対策等	4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)	4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)	4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)	4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)	政令どおり算定【一般財源を投入しない】		
市区町村負担額(2年分)	約217億円 【特別対策合計213億円+所得割軽減4億円】	約224億円 【特別対策合計219億円+所得割軽減4.5億円】	約219億円 【特別対策合計214億円+所得割軽減5億円】	約230億円 【特別対策合計225億円+所得割軽減5億円】	0円		
賦課総額(前期比)	3,695億円(151億円増/4.3%)	4,079億円(384億円増/10.4%)	4,528億円(449億円増/11.0%)	5,051億円(523億円増/11.6%)	5,278億円(750億円増/16.6%)		
所得係数(賦課割合)	1.61(38.31:61.69)	1.59(38.61:61.39)	1.56×52/48(37.17:62.83)	1.56×52/48(37.17:62.83)	1.56×52/48(37.17:62.83)		
後期高齢者負担率	11.41%	11.72%	制度改正を考慮する 12.67% 制度改正を考慮しない 12.24%	13.27%	13.27%		
予定収納率	98.30%	98.50%	99.00%	99.00%	99.00%		
保険料率	均等割額 (前期比増減額/率)	44,100円(800円/1.8%)	46,400円(2,300円/5.2%)	47,300円(900円/1.9%)	医療分 51,100円(3,800円/8.0%) 子ども・子育て支援金分 1,300円		
					医療分 55,800円(8,500円/18.0%) 子ども・子育て支援金分 1,300円		
	所得割率 (前期比増減額/率)	8.72%(-0.08ポイント/-0.9%)	9.49%(0.77ポイント/8.8%)	R6 旧ただし書所得58万円以下 8.78%(-0.71ポイント/-7.5%) R7 旧ただし書所得58万円超 9.67%(0.18ポイント/1.9%) R7 所得にかかわらず 9.67%(0.18ポイント/1.9%)	医療分 9.60%(-0.07ポイント/-0.7%) 子ども・子育て支援金分 0.25%	医療分 10.82%(1.15ポイント/11.9%) 子ども・子育て支援金分 0.26%	
一人当たり平均保険料額(前期との差額/率)	101,053円(3,926円/4.0%) (令和2年1月最終案)	104,842円(3,789円/3.7%) (令和4年1月最終案)	111,356円(6,514円/6.2%)	123,827円(12,471円/11.2%)	135,153円(23,797円/21.4%)		
収入別保険料額※1	年度	令和2年度	令和3年度	令和4・5年度	令和6年度	令和7年度	令和8・9年度
	153万円	9,900円(3,500円)	13,200円(6,800円)	13,900円(700円)	14,100円(200円)	15,600円(1,500円)	17,000円(2,900円)
	200万円	76,200円(200円)	81,700円(5,500円)	79,100円(-2,600円)	83,200円(1,500円)	88,200円(5,000円)	97,600円(14,400円)
	220万円	93,700円(-8,500円)	100,700円(7,000円)	102,600円(1,900円)	107,900円(5,300円)	119,800円(17,200円)	
	400万円	244,200円(-1,000円)	264,100円(19,900円)	269,200円(5,100円)	278,400円(9,200円)	311,300円(42,100円)	
	153万円	19,800円(7,000円)	26,400円(13,600円)	27,800円(1,400円)	28,200円(400円)	31,200円(3,000円)	34,000円(5,800円)
	240万円	146,300円(500円)	156,700円(10,400円)	159,700円(3,000円)	169,400円(9,700円)	187,600円(27,900円)	
	272万円	174,200円(-17,100円)	187,100円(12,900円)	190,700円(3,600円)	200,900円(10,200円)	223,000円(32,300円)	
	500万円	361,500円(-900円)	390,300円(28,800円)	397,700円(7,400円)	413,500円(15,800円)	461,500円(63,800円)	
保険料算入経費の構成図(金額は2年分※2)	賦課総額 3,695億円	賦課総額 4,079億円	賦課総額 4,528億円	賦課総額 5,051億円	賦課総額 5,278億円		
保険料に算入	調整交付金交付調整分 880億円	調整交付金交付調整分 935億円	調整交付金交付調整分 1,041億円	子ども・子育て支援金 125億円 調整交付金交付調整分 1,090億円	子ども・子育て支援金 125億円 調整交付金交付調整分 1,090億円		
一般財源で対応	健診事業 35億円 医療給付費※(保険料割当分) 2,780億円 葬祭費 82億円 未収金補填分 63億円	健診事業 46億円 医療給付費※(保険料割当分) 3,098億円 葬祭費 87億円 未収金補填分 61億円	健診事業 48億円 医療給付費※(保険料割当分) 3,439億円 葬祭費 93億円 未収金補填分 45億円	健診事業 48億円 医療給付費※(保険料割当分) 3,788億円 葬祭費 98億円 未収金補填分 51億円	健診事業 48億円 医療給付費※(保険料割当分) 3,788億円 葬祭費 98億円 未収金補填分 51億円		
※医療給付費 =賦課総額-調整交付金 交付調整分※3-健診事業							
賦課限度額	64万円	66万円	令和6年度 73万円 令和7年度 80万円	医療分 80万円 子ども・子育て支援金分 2万円	医療分 80万円 子ども・子育て支援金分 2万円		
限度額到達所得※4	6,834,000円	6,466,000円	令和6年度 7,060,000円 令和7年度 7,784,000円	医療分 7,802,000円 子ども・子育て支援金分 7,481,000円	医療分 6,879,000円 子ども・子育て支援金分 7,193,000円		
備考	・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入した。 ・剩余金は保健事業と介護予防の一體的実施に係る広域連合負担分の財源(4億円)を含め186億円を収入として計上した。	・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入して試算した。 ・剩余金187億円を収入として計上することとした。 ・窓口負担2割の実施の影響は、厚生労働省の示す都道府県ごとの減少率を基にして算定した。 ・保健事業と介護予防の一體的実施に係る広域連合負担分の財源には剩余金を見込まないこととした。	・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入して試算した。 ・剩余金260億円を収入として計上することとした。 ・窓口負担2割の実施の影響は、厚生労働省の示す長瀬効果による影響を基にして算定した。	・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入して試算した。 ・広域連合の剩余金(=広域連合が管理する特別会計調整基金)及び東京都が管理する財政安定化基金により423億円を収入として計上し試算した。 ・新設される子ども・子育て支援金の拠出金額については、厚生労働省の示す数値を用いて算出し、125億円を保険料に算入する。	・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策を実施しない。 ・広域連合の剩余金(=広域連合が管理する特別会計調整基金)及び東京都が管理する財政安定化基金を活用しない。		

※1: 収入額は、単身の場合本人の年金収入のみ、2人世帯の場合は本人の年金収入と配偶者の年金収入80万円を想定。()は前期のうち後年度の保険料との差額

※2: 端数処理の都合上、賦課総額とその内訳の計が一致しない場合がある。

※3: 調整交付金交付額調整分とは、普通調整交付金の減額調整分を補填するため保険料算入経費となる分

※4: 賦課限度額に到達する賦課のもととなる所得額